

議案第64号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の環境性能を有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の軽減措置が延長されたことに伴う所要の措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 地方税法等の一部改正に伴う規定の整備（第9条及び第12条関係）

地方税法及び法人税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率に係る軽減措置（附則第28項～第31項関係）

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、当該指定の翌年度分限り、種別割の税率を次のように軽減することとする。

(1) 軽減税率

区 分		税 率（年額）				
		軽 減 前	(2) アに掲げるもの	(2) イに掲げるもの	(2) ウに掲げるもの	
3 輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
4 輪 以 上	乗 用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	—	—
	貨 物 用	営業用	3,800 円	1,000 円	—	—
		自家用	5,000 円	1,300 円	—	—

(2) 対象となる軽自動車

ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年天然ガス車基準等適合車に限る。）

イ 営業用の乗用の軽自動車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であって、エネルギー消費

効率が令和12年度基準エネルギー消費効率の90パーセント以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上を達成しているもの

ウ 営業用の乗用の軽自動車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率の70パーセント以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上を達成しているもの

[適用]

- 1 地方税法等の一部改正に伴う規定の整備

令和4年4月1日

- 2 軽自動車税の種別割の税率に係る軽減措置

令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割について適用